平成２７年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市国府町新通り３丁目347番地
新通りハイツ105号
債務者　澤　美和子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７３号
広島市安佐南区山本４丁目26番12―302号
債務者　新川　一美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
広島市東区東蟹屋町４番２―401号
債務者　陸田　正治
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
広島県廿日市市佐方４丁目１番11号
債務者　今田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９号
高知県安芸郡安田町大字正弘1544番地
債務者　小笠原千惠
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
京都市左京区浄土寺馬場町38番地１　レジデンス浄土寺401、前住所宮崎市大字本郷北方2554番地47
債務者　是永　雄子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８号
宮崎市田野町乙10862番地３
債務者　川越美佐子（旧姓黒木・藤元）
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１号
宮崎市波島１丁目１番８号　崎原第１マンション115号
債務者　黒木美千代
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６号
宮崎市大淀４丁目３番26号　アクティブ大淀301号、前住所宮崎市大塚町横立1509番地３
債務者　長友　五月
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４４４号
鹿児島県鹿児島市岡之原町190番地１
債務者　下岩　春幸
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市真砂本町38番14号（山下ハイツ101号）
債務者　大川原正子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市吉野町7130番地１
債務者　髙橋　臣吾
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市吉野町7130番地１
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２号
福井県敦賀市津内町３丁目６番43号、前住所福井県敦賀市昭和町２丁目５番８―204号ビブレ・パルクⅡ
債務者　金澤　政之
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１１３５号
京都市右京区嵯峨野宮ノ元町17番地
債務者　石原　利憲
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５０号
京都市中京区壬生松原町63番地
債務者　堀井　高史
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５１号
京都市中京区壬生松原町63番地
債務者　堀井　晃子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係